



平成26年8月

編集・発行

京都市建築協定連絡協議会

事務局

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る

上本能寺前町488番地

京都市都市計画局建築指導部

建築指導課内

TEL.(075)-222-3620

平成26年度建築協定連絡協議会総会



第1部 議事



第1部 議案承認

- 第一部 議事
第1号議案 平成25年度事業報告及び決算報告
第2号議案 平成26年度事業計画案及び予算案
第3号議案 規約改正
第4号議案 役員改選

- 第二部 講演会
なごみ司法書士事務所
大和田 健介 氏(司法書士)
講師

京都市建築協定連絡協議会 会長 桑原 尚史

私として、この1年を振り返ってみると、昨年10月の「他都市研修会」が強く印象に残っています。

神戸市北区の大原・桂木地区という建築協定地区を訪問しました。最初に地域の公民館でひと通りの説明を受けた後、まち歩きをしました。全体での話の時よりも、かえって地域の方々と歩きながらの話の方が、生々しい情報を得ることができます。地区内に道路を建設する際に反対運動が起り、毎週のようにに数ヶ月に渡り話し合いを重ね、話し合いで尽くされました。最後は議決をとることもなく、話がまとまったということになりました。また、地域の公立の中学校の教育内容が大変良く、住宅の売り物件が出ても、地域外の子育て世代からすぐに買い手が出ることなどの話を聞きました。一緒に歩いた人は、私立の中学校へ子供を入学させることなど全く考えられないと言っていました。そこで、私は京都の御所南小学校の人気を思い出し、学校というのは、地域のまちづくりの重要な資源であると再認識しました。御所南小学校の1年生にアンケートをとったところ、1~2割程度の児童が同校に入学するため、3月に転居してきたという結果だったとの記事を新聞で読みました。記憶があります。そこで、「空き家対策」という言葉を良く耳にします。空き家を利用した「地域の縁側作り」、「地域の居場所作り」などの取り組みが紹介されたりします。そもそも、有意義なことなのですが、私は、最大の「空き家対策」は、まずは、空き家にならないこと、即ち、中古物件が出たら、すぐ売れることがあります。

建築協定は、そもそも地域の魅力を高めるまちづくりのひとつ分野です。この総会に出席されている方々の中には、町内会、自治会の役員を経験されている方が、結構多いのではないかと思いますが、まちづくり全体の中における建築協定の役割を考えるのも重要だと思います。まちづくりには、防犯、防火、交通問題、路上駐車、緑化、環境美化、ゴミ問題、大の糞問題、教育環境、地域の絆作り、住環境景観など、様々な分野があります。建築協定と自主防災と言ふことにわかには関連性が頭に浮かばないかもしれません。例えば、敷地境界線からの建物外壁面の後退距離を長めに建築協定で定めることは、火災の延焼の食い止めや、大震災で建物が崩壊した際の道路封鎖の緩和などに役立ちます。

このところ、他都市研修会への参加者があまり多くないのですが、他都市研修会においては他の地区のまちづくりの様々な分野を学べることができます。自治会、町内会で、他の先進地区を見学に行くことはあまりないと思いますので、積極的にご参加をいただければ、得ていただけるものは大きいのではないかと思っております。



会長あいさつ

■第1部 議案審議

平成26年度事業計画

平成26年	4月17日	第1回「役員会」
	5月15日	第2回「役員会」
	6月 7日	平成26年度総会・講演会
	7月 3日	第3回「役員会」
	8月下旬	広報紙「建築協定ニュース」vol.8発行
	9月11日	第4回「役員会」
	10月19日	研修会(他都市研修会)
平成27年	11月下旬	第5回「役員会」
	1月下旬	勉強会・意見交換会
	2月下旬	第6回「役員会」
	3月中旬	広報紙「建築協定だより」第37号発行

第1部の議案審議では、平成25年度事業報告及び決算報告、平成26年度の事業計画案及び予算案が審議され、承認されました。詳細につきましては、京都市建築協定連絡協議会のホームページに掲載しております。

また、京都市建築協定連絡協議会規約の改正についても、審議、承認が行われました。

さらに、今年は2年に一度の役員改選の年にあたるため、役員改選についても審議され、新役員として6名の方々が再任されました。



規約改正

次の点について改正しました。

●役員の資格要件の整理

本会に加入していることが、役員の資格要件のひとつであることを明確化しました。

●役員の任期に関する規定の整理

任期途中で資格要件を失った場合でも、一定の条件を満たせば、任期満了までは役員を継続できることを明確化しました。

「建築協定ニュース」と「建築協定だより」の違いは?

「建築協定ニュース」は主に総会報告をメインとした広報紙です。「建築協定だより」は通常版の広報紙で、「建築協定ニュース」よりもページ数が多く、内容も盛りだくさんとなっています。

*冬の勉強会について

総会の最後に、今後の協議会の活動や各地区の運営について、アンケートへの御協力をお願いし、多くの貴重なご意見をいただきありがとうございました。紙面の関係で回答は概略となりますので、ここで紹介させていただきます。

*全体を通して

建築協定制度、建築協定の運営、協議会活動など、全体を通してのご意見をいただきました。

- 今回、連絡協議会の役員改選がありました。全員の方が誠実に活動されているのが伝わってきます。
 - 今後共よろしくお願い致します。
 - 今回、建築協定の町内の役員をさせていただいたて、新たな関心を持つようになり、今後自分なりに勉強させていただきます。
 - 所属する地区の更新時期が近づき、更新の具体的な作業内容(経験談)などの情報を望んでいます。レクチャーを受ける機会があればと思います。
 - 総会や勉強会などできれば日曜日に行ってほしい。

アンケート結果や総会での皆様のご意見を踏まえ、建築協定連絡協議会として引き続き、建築協定の普及・啓発に努めて参ります。

総会アンケート結果

■第2部 講演会

第2部の講演会では、なごみ司法書士事務所の司法書士・大和田健介氏を講師にお招きし、成年後見制度に関するご講演をいただきまして、その内容をご紹介します。



講師 大和田氏



第2部 講演会

*成年後見制度とは？

判断能力が不十分な方を法律面や生活面で保護・支援する制度です。この制度は平成12年4月1日からスタートしました。本人の権利を保護するということと、本人の意志を尊重するということを理念としています。

成年後見制度には**法定後見**と**任意後見**とがあります。

*法定後見

今すぐに支援が必要なときに、家庭裁判所への手続き（申立て）によって、法律で決まった内容の支援を行うものです。本人の判断できる状態に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つに分かれています。「後見」は、日用品の買い物が難しいぐらい判断能力が低下した方が対象です。まだ自分で出来るが、財産管理をちょっととやってもらいたい、というときは「補助」となります。「後見」は本人に代わって契約を行ったり、本人が行った不利益な契約を取り消すことができます。「保佐」や「補助」は部分的に手伝いします。

後見人は法律に決められた内容の支援を行います。具体的には、財産の管理（預貯金通帳の保管、收支計画の作成、各種支払、不動産の管理など）、介護サービスの契約や、本人が行つた不利益な契約の取消しなどの仕事を行います。

逆に、後見人ができない仕事としては、婚姻や遺言などの身分行為、医療行為の同意、保証・身元保証・身元引受などが挙げられます。

*任意後見

将来、判断能力が低下したときに備えて、あらかじめ任意後見人になつてもらえる人や支援してもらう内容を、契約により定めておくものです。何をしてほしいのか、何をしてほしくないのか、誰に頼みたいか、自分で自由に決めることが出来ます。例えば、10年後に建築協定の更新を迎えるので、10年後の更新の合意をしておいて欲しい、など、何をやつてもうかを細かく決めることができます。

*契約

契約とは「お互いの意思表示が合致したもの」です。契約の特徴として、当事者同士が納得していればどんな内容でも良いという「契約自由の原則」があります。ただし、お互いが正常な判断能力を持っていることが大前提となります。認知症や障がい等により判断能力が不十分な方が契約行為を行うことをサポートするのが成年後見人です。

（文責 事務局）

任意後見制度の流れ

ライフプランの作成

財産の管理・処分の方針や死亡後のことなど、自分がどうしていったいかを決める。

契約内容の検討

誰に何を頼むかを決める。

任意後見契約

公正証書で契約する。

判断能力の低下

任意後見監督人の選任

任意後見契約の発効

◆秋の研修会(他都市研修会)開催のお知らせ◆

活発なまちづくり活動が行われている地区を訪問し、まちなみ見学と意見交換などを行う「他都市研修会」を今年度も企画しております!他地区のまちづくりの取組みを学ぶことで、自分達のまちづくりに活かせる貴重なチャンスです。

建築協定加入者の方は誰でもご参加いただけますので、是非、多くの皆様のご参加をお待ちしております♪

※詳細は、9月上旬に京都市建築協定連絡協議会のホームページに掲載するとともに、各地区的建築協定運営委員長宛てに案内を送付する予定です。

【見学会の概要】

日 程:平成26年10月19日(日)

訪 問 先:大阪市平野郷地区(集合場所:京都駅八条口、京都エミナース前の2ヶ所)

参 加 費:2,000円(昼食代等を含む)

募集人数:40名(要申込。募集人員を大幅に超えた場合は抽選とさせていただきます。)

申込方法:お住まいの地区的建築協定運営委員会を通してお申込ください。

【お問合せ先】

京都市建築協定連絡協議会事務局
(担当:若松 tel:075-222-3620)



建築協定運営Q&A



Q 運営委員になったばかりで何をして良いのか分かりません。

A いざ、運営委員になってみると、何をしたら良いのか分からず不安を抱えられる方も多いと思います。まずは、ご自分の地区的建築協定書を読んでみましょう。建築協定書には、「土地の区域」、「建築物に関する基準」、「違反があった場合の措置」、「有効期限」、その他運営に関わる必要事項等が定められています。協定書を読み解くことで、建築物のルールをはじめ、建築協定制度についても再認識できる良い機会となります。運営委員会の主な活動には、①建築計画の審査、②建築工事中、完了後の物件のチェック、③違法があった場合の措置、④建築協定

の更新作業、⑤啓発活動があげられます。建築協定の運営にあたっては、運営委員会を定期的に開催して、協定事項の解釈や、図面の見方や、日頃の啓発活動などを話し合って進めましょう。また、前任の運営委員さんに、アドバイスを求めるのも有効だと思います。なお、京都市建築協定連絡協議会のホームページから、建築協定制度の理解や建築協定の運営に役立つ各種パンフレットやマニュアルをダウンロードすることができますので、是非ご活用ください。

京都市建築協定連絡協議会 ホームページをご活用ください!

ホームページにより、連絡協議会や各地区的活動の周知、まちづくりに役立つ資料・情報の集積・共有等を図り、縦(次の世代)及び横(各地区的運営委員会及び住民各位)の連携強化を目指しています。

「京都市建築協定連絡協議会」で検索してご覧ください。

京都市建築協定連絡協議会

検索

http://www.kyoto-machisen.jp/chiiki_hp/kenchikukyoutei_HP/index.html

News!! 平成25年度京都市自治記念式典において表彰を受けられました

毎年10月15日は、京都市の「自治記念日」です。毎年この日には、記念式典が行われ、市政の推進に貢献された方を表彰しています。

昨年(平成25年)も、874人・338団体の方が表彰を受けられました。京都市建築協定連絡協議会からは、長年にわたる建築協定を通じたまちづくり活動による功績が認められ、1個人3団体のみなさんが表彰を受けられました。表彰を受けられたのは、次の方々です。

◎連絡協議会会計監査 服部 真貴子氏

◎桃山南大島町地区建築協定運営委員会(伏見区)

◎西竹の里タウンハウス建築協定運営委員会(西京区)

◎醍醐柿原住宅地区建築協定運営委員会(伏見区)

連絡協議会からも、心よりお祝い申し上げます。

連絡協議会では、「建築協定によるまちづくり」の普及啓発の一環として、今年度も1個人3団体のみなさんを表彰制度に推薦しております。